

東京都立第一商業高等学校 いじめ防止基本方針

1 いじめ問題への基本的な考え方

- (1) いじめを絶対に許さない
- (2) いじめはどの学校でもどの学級でも起こり得る
- (3) いじめは人権侵害である
- (4) いじめを見逃さない

2 学校及び教職員の責務

学校及び教職員は、いじめ問題への基本的な考え方にとり、在籍する生徒の保護者、地域住民、その他の関係者との連携を図り、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組む。生徒のいじめが発覚したら、適切かつ迅速に対処する。

3 いじめ防止等のための組織

(1) 学校いじめ対策委員会

ア 設置の目的

学校におけるいじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処を、迅速かつ組織的に行うことを目的に設置する。

イ 所掌事項

- いじめ防止・早期発見のための年間を通じた取組内容・指導計画を作成する。
- いじめ問題に係わる教職員の資質能力向上のための校内研修を、企画・実施する。
- いじめが発覚したら、本委員会が中心となり迅速に事実確認を行い対処する。
- 年度末に、実施内容や各取組の有効性等の検証を行う。

ウ 会議

年 5 回、委員会を開催する。

エ 委員構成

校 長・副校長・生活指導部主任・養護教諭・特別支援教育コーディネーター
第 1 学年主任・第 2 学年主任・第 3 学年主任・スクールカウンセラー

(2) 学校サポートチーム

ア 設置の目的

生徒の問題行動の未然防止や早期解決に向けた学校の取組について、助言・支援することを目的に設置する。

イ 所掌事項

- 警察署及び地域の青少年育成に係る情報の提供及び共有を行う。
- いじめ防止等の取組に係る助言及び支援を行う。
- いじめが発覚したら、学校いじめ対策委員会をサポートし、早期解決に向けた学校の取組を支援する。

ウ 会議

年2回、学校いじめ対策委員会に出席し、学校の取組に対して助言・支援する。

エ 委員構成

スクールサポーター・保護司・主任児童相談員

4 段階に応じた具体的な取組

(1) 未然防止のための取組

ア 担任による問題を抱えた生徒への働き掛け

S HR等で生徒の表情を察知し、表情の冴えない生徒に対して声を掛ける。

イ いじめに関する授業の実施

いじめ防止に係るビデオの視聴・講話・情報モラル指導等を実施する。

ウ 生徒が安心・安全に学校生活を送るための取組。

授業開始のチャイムとともに授業を開始し、規律正しい態度で、授業や行事に取組む姿勢を身に付けさせる指導を行う。

(2) 早期発見のための取組

ア 毎学期当初に「生活意識調査」を実施する。

イ 「生活意識調査」の結果、ケアが必要であると判断された生徒に対する担任やスクールカウンセラー等による生徒の個人面談を実施する。

ウ スクールカウンセラーによる生徒全員面接（1年生）を実施する。

エ 教員による朝の立ち番指導と校内巡回等を通して生徒の観察を行う。

(3) 早期対応のための取組

ア いじめの事実を確認した場合、把握した情報を全教職員で共有する。

イ いじめを受けた生徒の安全確保と継続的なメンタルヘルスケアを行い、家庭と密な連絡体制の確立と早期解決に向けた取組を行う。

ウ いじめを行った生徒には、いじめを行った理由について自覚させるとともに、教育的配慮のもと、いじめを許さないという毅然とした態度で指導し、自己の行為を

考えさせ、二度といじめを起こさない意識を育成する。

エ いじめを伝えた生徒の安全確保を行い、いじめが他の生徒に及ばぬよう、全教職員でいじめ撲滅に向けて、情報共有を図るとともに校内巡回を行う。

(4) 重大事態への対処

ア 学校いじめ対策委員会が、速やかに事実を確認し、生徒の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがある場合は、東京都教育委員会に速やかに報告し、警察等関係機関と連携して事にあたる。

イ スクールカウンセラーと連携し、いじめを受けた生徒と保護者の心のケアを行う。

ウ 緊急保護者会を開催し、いじめの事実を報告するとともに事態対処の方法を説明する。

5 教職員研修計画

(1) 年度当初に、いじめ対策指導ビデオを活用した校内研修を実施する。

(2) 「いじめ防止教育プログラム」を活用した校内研修を実施する。

(3) スクールカウンセラーによる、「いじめのメカニズムや予防等」に関する校内研修を実施する。

6 保護者との連携及び啓発の推進に関する方策

(1) P T Aを通して、P T A行事や保護者会等で、いじめ防止の啓発を行う。

(2) 各家庭との連絡を密にし、生徒の家庭での状況把握に努める。

7 地域及び関係機関や団体等との連携推進の方策

(1) スクールサポーターと日常的な情報を共有する。

(2) 青少年対策恵比寿地区委員会と地域の情報を共有する。

8 学校評価及び基本方針改善のための計画

(1) 1 2 月末に、「学校評価アンケート」を実施する。

(2) 3月に、学校いじめ対策委員会でアンケート結果を検証する。

(3) 検証結果を踏まえ、次年度に向けての基本方針改善や取組内容等を検討する。